

新BIS規制（バーゼルⅡ）の開示事項（定性・定量）

Ⅰ. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されております。自己資本のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客さま（会員）からの出資金が該当いたします。

自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項 目	平成19年度	平成20年度
（自己資本）		
出資金	1,059	1,062
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	1,059	1,062
特別積立金	6,810	6,810
次期繰越金	873	1,069
その他	—	—
処分未済持分（△）	—	—
自己優先出資（△）	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損（△）	70	—
営業権相当額（△）	—	—
のれん相当額（△）	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額（△）	—	—
基本的項目（A）	9,732	10,005
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	133	133
一般貸倒引当金	831	706
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額（△）	73	—
補完的項目（B）	891	840
自己資本総額〔A）+（B）〕（C）	10,623	10,845
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,590	1,494
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,140	1,240
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ1/0ストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	23	7
控除項目不算入額（△）	1,590	1,494
控除項目計（D）	23	7
自己資本額〔C）-（D）〕（E）	10,600	10,838
（リスク・アセット等） ^{※2}		
資産（オン・バランス項目）	110,637	106,113
オフ・バランス取引項目	1,500	1,274
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	9,114	8,972
リスク・アセット等計（F）	121,252	116,360
単体Tier1比率（A/F）	8.02%	8.59%
単体自己資本比率（E/F）	8.74%	9.31%

（注）1. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式[※]に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

※自己資本比率の算式

自己資本比率規制による算式

$$\frac{\text{自己資本額（基本的項目+補完的項目-控除項目）}}{\text{信用リスク・アセットの額+オペレーショナル・リスク相当額} \div 8\%} \times 100 = \text{自己資本比率}$$

2. 「リスク・アセット」とは、リスクを有する資産（貸出金、有価証券等）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。

2. 信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、エクスポージャーが特定分野に集中することがないように、リスクの分散に努めております。

一方、将来の自己資本比率充実策については年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、事業計画については、貸出金・預金計画及び金利動向に基づいた利息収支、市場環境を踏まえた余資運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定されたものです。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 ^{※1}	112,138	4,485	107,387	4,295
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ^{※2}	112,138	4,485	107,387	4,295
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	435	17	453	18
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	23,408	936	25,409	1,016
法人等向け	28,733	1,149	24,375	975
中小企業等向け及び個人向け	29,634	1,185	29,494	1,179
抵当権付住宅ローン	6,910	276	7,776	311
不動産取得等事業向け	6,864	274	5,920	236
三月以上延滞等 ^{※3}	2,351	94	2,175	87
取立未済手形	11	0	7	0
信用保証協会等による保証付	2,003	80	1,936	77
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	1,239	49	632	25
上記以外	10,546	421	9,190	367
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	14	0
ロ. オペレーショナル・リスク	9,114	364	8,972	358
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	121,252	4,850	116,360	4,654

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで。

4. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスク管理

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、「クレジットポリシー」^{※1}を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。さらに信用格付制度の精度向上を図るべく、信用格付システムの導入による信用リスク計量化に向け、現在準備を進めております。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会ならびにリスク管理検討部会で協議検討を行うとともに、経営会議、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定規定」及び「償却及び引当計上規程」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率をもとに算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。

※1 クレジットポリシーとは、当金庫における与信業務の基本的な理念や手続きを明示したものです。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

①リスク・ウェイト^{*1}の判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。

- 株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

i. 法人向けエクスポージャー

- 株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

ii. 金融機関向けエクスポージャー

- カントリー・リスク・スコア

^{*1} リスク・ウェイトとは、債権の危険度を指す指標であり、自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー ^{※2}	
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度		
国内	290,798	287,061	142,419	135,961	41,936	42,227	—	—	9,147	4,293
国外	6,335	5,686	—	—	6,309	5,670	—	—	—	—
地域別合計	297,133	292,747	142,419	135,961	48,245	47,898	—	—	9,147	4,293
製造業	31,043	29,464	27,074	25,772	3,598	3,592	—	—	1,257	959
農業	148	71	148	71	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	45	75	45	75	—	—	—	—	—	—
建設業	12,204	11,784	11,963	11,680	199	92	—	—	644	532
電気・ガス・熱供給・水道業	2,351	1,569	405	243	1,906	1,299	—	—	85	0
情報通信業	1,314	973	1,078	951	200	—	—	—	1	13
運輸業	2,277	1,700	1,615	1,661	605	—	—	—	123	25
卸売業、小売業	12,817	11,455	11,893	10,142	900	1,296	—	—	2,209	704
金融・保険業	115,045	125,256	1,620	1,714	18,394	25,752	—	—	0	0
不動産業	20,532	19,913	19,787	19,423	588	457	—	—	1,043	821
各種サービス	23,235	21,807	23,108	21,776	100	—	—	—	2,702	611
国・地方公共団体等	24,106	19,316	2,294	3,814	21,751	15,406	—	—	—	—
個人	41,454	38,711	41,379	38,634	—	—	—	—	1,078	623
その他 ^{※3}	10,556	10,648	4	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	297,133	292,747	142,419	135,961	48,245	47,898	—	—	9,147	4,293
1年以下	85,469	91,179	34,643	27,957	21,616	15,981	—	—	—	—
1年超3年以下	73,045	67,394	12,054	13,309	12,277	15,445	—	—	—	—
3年超5年以下	25,538	20,987	15,990	15,200	2,498	5,201	—	—	—	—
5年超7年以下	9,457	9,685	7,788	7,671	1,663	2,009	—	—	—	—
7年超10年以下	18,967	21,702	14,658	16,992	4,253	4,656	—	—	—	—
10年超	68,095	64,433	56,094	53,765	5,935	4,603	—	—	—	—
期間の定めのないもの	16,559	17,363	1,188	1,065	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	297,133	292,747	142,419	135,961	48,245	47,898	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことで、

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産、投資信託、ETF (株価指数連動型上場投資信託) 等が含まれます。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌37ページ参照。

(信用金庫法施行規則第132条に基づく従来の開示と同一であり、省略しております。)

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
製造業	679	766	766	837	42	464	637	301	766	837	0	57
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	681	848	848	420	49	334	631	514	848	420	—	118
電気・ガス・熱供給・水道業	—	84	84	—	—	84	—	—	84	—	—	—
情報通信業	—	16	16	13	—	—	—	16	16	13	—	—
運輸業	24	57	57	25	1	25	23	31	57	25	—	—
卸売業、小売業	1,646	1,663	1,663	236	166	1,449	1,479	213	1,663	236	—	0
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	2,438	1,744	1,744	961	190	888	2,248	853	1,744	961	—	57
各種サービス	1,832	2,518	2,518	615	35	1,804	1,797	708	2,518	615	—	91
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	938	726	726	401	249	312	689	422	726	401	0	10
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	8,242	8,425	8,425	3,512	734	5,364	7,507	3,061	8,425	3,512	0	335

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト ^{注3} 区分 (%)	エクスポージャーの額 ^{注2}			
	平成19年度		平成20年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	39,262	—	24,978
10%	—	26,178	—	27,718
20%	12,001	111,387	3,000	120,852
35%	—	17,697	—	18,354
50%	5,661	1,411	15,896	1,252
75%	—	35,700	—	36,752
100%	300	46,589	1	43,355
150%	—	943	—	584
自己資本控除	—	—	—	—
合計	297,133		292,747	

(注) 1. 格付は適格格付機関の付与で区分しております。

2. エクスポージャーの額は、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. 「リスク・ウェイト」とは、債権の危険度を指す指標であり、自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明と理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルIIにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」や「貸出担保基準」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証に関する信用度の評価については、政府保証と同様の信用度を持つ信用保証協会、法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合は、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,744	3,533	12,271	14,622	—	—	—	—
①現金	—	—	—	—	—	—	—	—
②我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
④国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥外国の中央政府以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨地方三公社向け	—	—	303	1,412	—	—	—	—
⑩金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪法人等向け	706	727	416	351	—	—	—	—
⑫中小企業等向け及び個人向け	2,774	2,658	7,550	8,542	—	—	—	—
⑬抵当権付住宅ローン	3	18	3,582	3,966	—	—	—	—
⑭不動産取得等事業向け	14	1	—	1	—	—	—	—
⑮三月以上延滞等	16	4	214	300	—	—	—	—
⑯取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
⑰信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
⑱株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
⑲出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑳上記以外	228	123	203	47	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーター^{*1}と、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当金庫においては、オリジネーターにあたるものとして中小公庫CLO^{*2}を有しております。このCLOは、地元中小企業者の資金調達の多様化に応じるための一手段として取上げているもので、証券化本来の目的である保有資産の流動化とは性質の異なるものです。したがって、取上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法による管理に努めております。

*1. オリジネーターとは、貸付債権の原保有者のことをいいます。

*2. CLOとは、貸付債権をひとまとめにして証券化したもので、Collateralized Loan Obligation (ローン担保証券) の略称です。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計基準については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 (使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

①原資産の合計額等 (単位:百万円)

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
(i) 事業性融資	100	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—
合計	100	—	—	—

②三月以上延滞エクスポージャーの額等 (原資産を構成するエクスポージャーに限る) (単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度
三月以上延滞エクスポージャーの額	—	—
当期の損失	—	—
(i) 事業性融資	—	—
当期の損失	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—
当期の損失	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—
当期の損失	—	—

⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳 (単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度
証券化取引に伴い増加した自己資本の額	—	—
(i) 事業性融資	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—

⑥早期償還条項付の証券化エクスポージャー (単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度
早期償還条項付の証券化エクスポージャーを 対象とする実行済みの信用供与の額	—	—
(i) 事業性融資	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—

⑦当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略 (単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—
(i) 事業性融資	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—

ロ. 投資家の場合 該当ありません。

③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度
証券化エクスポージャーの額	23	7
(i) 事業性融資	23	7
(ii) 住宅ローン	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—

④リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	23	7		
(i) 事業性融資	23	7		
(ii) 住宅ローン	—	—		
(iii) 自動車ローン	—	—		

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%
2. (i) ~ (iii) は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

⑧証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等 (単位:百万円)

	差額							
	平成19年度		平成20年度		平成19年度		平成20年度	
	売却益		売却損					
証券化取引に伴い当期中 に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) 事業性融資	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

⑨証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額 (単位:百万円)

	信用リスク・アセットの額	
	平成19年度	平成20年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

7. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に取り集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務規程」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談受付部署を明確にし、苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明体制の整備等、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

当面、パーセル II 対応として、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用して行く方針ですが、更なる高度化を目指しリスクデータの蓄積をしております。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会にて定期的に協議検討するとともに、経営会議といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における信用金庫法施行令第十一条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

保有する上場株式、株式関連投資信託、上場不動産投資信託については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式等の銘柄について日々評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規定に基づき適切に処理することとしております。価格変動リスクは金利リスクと併せて、定期的に経営会議やリスク管理委員会へ報告しております。

また、非上場株式、投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適正な処理を行っております。

出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	922	922	111	111
非上場株式等	516	516	517	517
合 計	1,439	1,439	629	629

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度
売却益	74	47
売却損	15	181
償 却	—	3

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度
評価損益	△101	△137

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度
評価損益	—	—

9. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR分析手法を用いて金利リスクを算定し、リスク管理委員会で協議検討するとともに、定期的に経営陣へ報告を行う等、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 信用金庫が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいております。

・計測手法

VaR分析手法

※金利・株価・為替等の過去の一定期間(観測期間)の金利変動データに基づき、将来の一定期間(保有期間)のうちに、ある一定の確率(信頼水準)の範囲内で、資産・負債が被る可能性のある最大損失額を統計的に求める手法です。

・計測対象

「資金運用・調達勘定」のうち金利感応資産

・計測条件

観測期間5年、信頼水準99%、保有期間1年、分散共分散法(デルタ法)

・コア預金

対象:流動性預金

算定方法:①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最少の額を上限

・リスク計測の頻度

四半期毎(4月・7月・10月・1月の前月末基準)

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成19年度	平成20年度		平成19年度	平成20年度
貸出金	975	1,294	定期性預金	646	897
有価証券等	1,164	1,019	要求払預金	836	938
預け金	668	699	その他	0	0
コールローン等	0	0	調達勘定合計	1,483	1,836
その他	0	0			
運用勘定合計	2,808	3,013			
銀行勘定の金利リスク ^{※1}			平成19年度	平成20年度	
			1,325	1,177	

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利変動により発生するリスク量を見るものです。

当金庫では、VaR分析^{※1}により銀行勘定の金利リスク量を算出しております。

※1 VaR(バリュー・アット・リスク)分析によるリスク量の算出とは、金利・株価・為替等の過去の一定期間(観測期間5年)の金利変動データに基づき、将来の一定期間(保有期間1年)のうちに、ある一定の確率(信頼水準99%)の範囲内で、資産・負債が被る可能性のある最大損失額を分散共分散法(デルタ法)という手法を用いて求めております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を2年～3年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺し算定しております。

(平成20年度の計算例)

銀行勘定の金利リスク(1,177百万円)

= 運用勘定の金利リスク量(3,013百万円) + 調達勘定の金利リスク量(-1,836百万円)